

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)
B

第1 Aは対3も読めない箇所が複数あるので、もう少し丁寧に字を書

1. AからBへの最短経路を求めたい。BからAへの最短経路を求めたい。貪欲法（1歩ずつ進む）で最短経路を求めたい。① 最短経路を求めたい。② 最短経路を求めたい。③ 最短経路を求めたい。④ ②と③と④の最短経路を求めたい。⑤ ②と③と④の最短経路を求めたい。

[illegible][illegible]

15 山1 柳林段4、合江の柳林段の集計110m2、池ノ原(355
系)、善音寺(330系)と644系)と見えた。

[illegible]

25 3月29日午後 (2) 15時。 検討すべき事項は検討されているのでよいが、
定款違反を指摘できれば、より直截的で尚良い。

(3) 本行(3) (4) (5), 係(1) 本行(2) 貴行(3) 借入(4) 利息(5) 等(6) 利息(7) 等(8) 利息(9) 等(10) 利息(11) 等(12) 利息(13) 等(14) 利息(15) 等(16) 利息(17) 等(18) 利息(19) 等(20) 利息(21) 等(22) 利息(23) 等(24) 利息(25) 等(26) 利息(27) 等(28) 利息(29) 等(30) 利息(31) 等(32) 利息(33) 等(34) 利息(35) 等(36) 利息(37) 等(38) 利息(39) 等(40) 利息(41) 等(42) 利息(43) 等(44) 利息(45) 等(46) 利息(47) 等(48) 利息(49) 等(50) 利息(51) 等(52) 利息(53) 等(54) 利息(55) 等(56) 利息(57) 等(58) 利息(59) 等(60) 利息(61) 等(62) 利息(63) 等(64) 利息(65) 等(66) 利息(67) 等(68) 利息(69) 等(70) 利息(71) 等(72) 利息(73) 等(74) 利息(75) 等(76) 利息(77) 等(78) 利息(79) 等(80) 利息(81) 等(82) 利息(83) 等(84) 利息(85) 等(86) 利息(87) 等(88) 利息(89) 等(90) 利息(91) 等(92) 利息(93) 等(94) 利息(95) 等(96) 利息(97) 等(98) 利息(99) 等(100) 利息(101) 等(102) 利息(103) 等(104) 利息(105) 等(106) 利息(107) 等(108) 利息(109) 等(110) 利息(111) 等(112) 利息(113) 等(114) 利息(115) 等(116) 利息(117) 等(118) 利息(119) 等(120) 利息(121) 等(122) 利息(123) 等(124) 利息(125) 等(126) 利息(127) 等(128) 利息(129) 等(130) 利息(131) 等(132) 利息(133) 等(134) 利息(135) 等(136) 利息(137) 等(138) 利息(139) 等(140) 利息(141) 等(142) 利息(143) 等(144) 利息(145) 等(146) 利息(147) 等(148) 利息(149) 等(150) 利息(151) 等(152) 利息(153) 等(154) 利息(155) 等(156) 利息(157) 等(158) 利息(159) 等(160) 利息(161) 等(162) 利息(163) 等(164) 利息(165) 等(166) 利息(167) 等(168) 利息(169) 等(170) 利息(171) 等(172) 利息(173) 等(174) 利息(175) 等(176) 利息(177) 等(178) 利息(179) 等(180) 利息(181) 等(182) 利息(183) 等(184) 利息(185) 等(186) 利息(187) 等(188) 利息(189) 等(190) 利息(191) 等(192) 利息(193) 等(194) 利息(195) 等(196) 利息(197) 等(198) 利息(199) 等(200) 利息(201) 等(202) 利息(203) 等(204) 利息(205) 等(206) 利息(207) 等(208) 利息(209) 等(210) 利息(211) 等(212) 利息(213) 等(214) 利息(215) 等(216) 利息(217) 等(218) 利息(219) 等(220) 利息(221) 等(222) 利息(223) 等(224) 利息(225) 等(226) 利息(227) 等(228) 利息(229) 等(230) 利息(231) 等(232) 利息(233) 等(234) 利息(235) 等(236) 利息(237) 等(238) 利息(239) 等(240) 利息(241) 等(242) 利息(243) 等(244) 利息(245) 等(246) 利息(247) 等(248) 利息(249) 等(250) 利息(251) 等(252) 利息(253) 等(254) 利息(255) 等(256) 利息(257) 等(258) 利息(259) 等(260) 利息(261) 等(262) 利息(263) 等(264) 利息(265) 等(266) 利息(267) 等(268) 利息(269) 等(270) 利息(271) 等(272) 利息(273) 等(274) 利息(275) 等(276) 利息(277) 等(278) 利息(279) 等(280) 利息(281) 等(282) 利息(283) 等(284) 利息(285) 等(286) 利息(287) 等(288) 利息(289) 等(290) 利息(291) 等(292) 利息(293) 等(294) 利息(295) 等(296) 利息(297) 等(298) 利息(299) 等(300) 利息(301) 等(302) 利息(303) 等(304) 利息(305) 等(306) 利息(307) 等(308) 利息(309) 等(310) 利息(311) 等(312) 利息(313) 等(314) 利息(315) 等(316) 利息(317) 等(318) 利息(319) 等(320) 利息(321) 等(322) 利息(323) 等(324) 利息(325) 等(326) 利息(327) 等(328) 利息(329) 等(330) 利息(331) 等(332) 利息(333) 等(334) 利息(335) 等(336) 利息(337) 等(338) 利息(339) 等(340) 利息(341) 等(342) 利息(343) 等(344) 利息(345) 等(346) 利息(347) 等(348) 利息(349) 等(350) 利息(351) 等(352) 利息(353) 等(354) 利息(355) 等(356) 利息(357) 等(358) 利息(359) 等(360) 利息(361) 等(362) 利息(363) 等(364) 利息(365) 等(366) 利息(367) 等(368) 利息(369) 等(370) 利息(371) 等(372) 利息(373) 等(374) 利息(375) 等(376) 利息(377) 等(378) 利息(379) 等(380) 利息(381) 等(382) 利息(383) 等(384) 利息(385) 等(386) 利息(387) 等(388) 利息(389) 等(390) 利息(391) 等(392) 利息(393) 等(394) 利息(395) 等(396) 利息(397) 等(398) 利息(399) 等(400) 利息(401) 等(402) 利息(403) 等(404) 利息(405) 等(406) 利息(407) 等(408) 利息(409) 等(410) 利息(411) 等(412) 利息(413) 等(414) 利息(415) 等(416) 利息(417) 等(418) 利息(419) 等(420) 利息(421) 等(422) 利息(423) 等(424) 利息(425) 等(426) 利息(427) 等(428) 利息(429) 等(430) 利息(431) 等(432) 利息(433) 等(434) 利息(435) 等(436) 利息(437) 等(438) 利息(439) 等(440) 利息(441) 等(442) 利息(443) 等(444) 利息(445) 等(446) 利息(447) 等(448) 利息(449) 等(450) 利息(451) 等(452) 利息(453) 等(454) 利息(455) 等(456) 利息(457) 等(458) 利息(459) 等(460) 利息(461) 等(462) 利息(463) 等(464) 利息(465) 等(466) 利息(467) 等(468) 利息(469) 等(470) 利息(471) 等(472) 利息(473) 等(474) 利息(475) 等(476) 利息(477) 等(478) 利息(479) 等(480) 利息(481) 等(482) 利息(483) 等(484) 利息(485) 等(486) 利息(487) 等(488) 利息(489) 等(490) 利息(491) 等(492) 利息(493) 等(494) 利息(495) 等(496) 利息(497) 等(498) 利息(499) 等(500) 利息(501) 等(502) 利息(503) 等(504) 利息(505) 等(506) 利息(507) 等(508) 利息(509) 等(510) 利息(511) 等(512) 利息(513) 等(514) 利息(515) 等(516) 利息(517) 等(518) 利息(519) 等(520) 利息(521) 等(522) 利息(523) 等(524) 利息(525) 等(526) 利息(527) 等(528) 利息(529) 等(530) 利息(531) 等(532) 利息(533) 等(534) 利息(535) 等(536) 利息(537) 等(538) 利息(539) 等(540) 利息(541) 等(542) 利息(543) 等(544) 利息(545) 等(546) 利息(547) 等(548) 利息(549) 等(550) 利息(551) 等(552) 利息(553) 等(554) 利息(555) 等(556) 利息(557) 等(558) 利息(559) 等(560) 利息(561) 等(562) 利息(563) 等(564) 利息(565) 等(566) 利息(567) 等(568) 利息(569) 等(570) 利息(571) 等(572) 利息(573) 等(574) 利息(575) 等(576) 利息(577) 等(578) 利息(579) 等(580) 利息(581) 等(582) 利息(583) 等(584) 利息(585) 等(586) 利息(587) 等(588) 利息(589) 等(590) 利息(591) 等(592) 利息(593) 等(594) 利息(595) 等(596) 利息(597) 等(598

[illegible]

善管注意義務違反になるかどうかを判断する基準を定立する必要がある。
そうしなければ、事実を引き写しただけになり、説得力を欠く。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

5 株式会社Aは、平成25年1月1日現在、資本金100万円、定款に基づき、取締役会を組織し、取締役として、Aの代表取締役社長として、Bが就任している。Bは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。Bは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。

10 第3 B、C、D、Eは、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。Bは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。Cは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。Dは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。Eは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。

15 株式会社Aは、平成25年1月1日現在、資本金100万円、定款に基づき、取締役会を組織し、取締役として、Aの代表取締役社長として、Bが就任している。Bは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。Bは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。

20 株式会社Aは、平成25年1月1日現在、資本金100万円、定款に基づき、取締役会を組織し、取締役として、Aの代表取締役社長として、Bが就任している。Bは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。Bは、平成25年1月1日現在、Aの代表取締役社長として、Aの業務執行を担っている。

25

検討すべき事実は抽出されているが、規範定立がされていないため、「〇〇の事実と〇〇の事実があるから義務違反とはいえない」という書き方になってしまっている。

こちらは規範定立がなされている。

杉井英昭

5	
10	
15	
20	
25	
30	

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

C

「故意又は過失があること」と「帰責事由がないとはいえないこと」とは必ずしも一致しない。

メリハリのある要件へのあてはめと論点への導入になっており好印象。

単なる内部規定ではなく定款に定められている。

「本件についてみると」の前には規範定立がなされなければならない。

1 ページ

裏面へ

1. 甲社が「甲社の取締役は、次に掲げる損害賠償請求を怠る者」としては、会社法(以下、法令)第428条に基いて請求を行うことが認められる。取締役賠償責任の要件は、①主として「取締役」であること、②取締役賠償、③②に於ける故意、過失、④損害の発生、⑤②と④との因果関係にある。~~また、~~ ~~取締役は、次に掲げる。甲社取締役は、全量①を当然~~
~~2. Aの責任。充足する。また、本件では甲社に2000万円の損害(主として)が生じている(④充足)。よって、かかる損害との因果関係が認められる②が、各取締役について認められるか、以下検討する。~~

2. Aの責任

(1)本件は、Aは本件規定に違反して本件損害賠償責任を負うべき状態に置かれている。かかる規定は甲社の内部の規定であるに過ぎず、法令には定められていない。にもかかわらず、法令違反義務違反が認められるのは、この場合、法令違反の直ちに法令違反義務違反が認められるわけでは無い。むしろ、本件規定が1500万円を超え取引を行う際に取締役会の承認を要するとしているのは、この場合、高額な取引において各取締役毎意見交換を行う、慎重な判断を要するものであると認められる。よって、これに反してAの行為については、Aの善意・注意義務違反が強く認められる。よって本件については、Aは自己が有った会社であること理由に本件規定に違反しているが、この点については、上述の本件規定の趣旨に照らし、全く正当性を認めない。よって、Aは乙社の計算書類を見ること、また、通常行う程度の取締役調査を行うこともよく、上記「契約締結に至っている。~~また~~」~~任意取締役であること、通常の取締役より(主として)義務が厳格に求められるにも関わらず~~

また、Aには明らかな善意・注意義務違反が認められ、②を充足

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

本件規定違反の故意は善管注意義務違反該当事実についての故意を直ちに導くわけではないと思われる。

足る。

(2) 上記、Aは通常の仕向の貸付を約700万円と定めて、本件規定に違反してこれを認識し、認容して本件消費貸借契約を締結していることが(2)について主張される(③充足)。

5 (3) さらに、(4)は本件消費貸借によって生じたものであるから、(5)果実利息を認められる(⑤充足)。

(4) 以上より、Aに任務懈怠責任が認められる。

3. Bの責任

(NEXT、本件システムという)

(1) 甲知は内部統制システムが構築されていると、これを

10 システムの責任者はBとしている。よって、Bには、通常の代表取締役としての義務に加え、(1)本件システムを適正に構築し、改善するという体制整備義務と、(2)本件システムを機能させるという運用義務を負うと解される。そこで、本件について、平成26年に至るまで契約等に併り不適当な約款は存在し、同システムが

15 機能不全に陥っていることを不審を抱いたのは、本件におけるAの取引及び備装は甲知で初めて生じたもので、その直前の約款から、本件システムによって生じたのは明らかである。また、Aの取引及び備装のあった時期において、本件システムは適正に構築されていたといえる。よって、(1)の義務違反はない。また、

20 BはAの取引、備装を知った後、直ちに乙知へ拒絶を中止するよう指示し、本件消費貸借契約を返却し、旨の取締役決議を行っていることから、代表取締役であることが認められ、通常期待される不審の程度を果しているといえる。よって、(2)の義務違反もない。

(2) 以上より、Bについては(2)を充足せず、AとBの責任は負われない。

25 4. C、D、Eの責任 (挿入①) (本件消費貸借契約を)

(1) C、D、Eについては、運用義務違反が問題となり、本件では返却し、旨の決議を行っており、他に義務違反を認めざるべき事情も存

振り込み中止の指示は内部統制システム構築義務違反該当事実より時系列的に後の事実であるから、同義務違反該当性の判断に用いるのは適切ではないように思われる。

このような挿入は読まれない可能性がある。

2 ページ

裏面へ

い。よって、C、D、Eについても②は充足している。

(2) 以上より、C、D、Eも父23条に負の責任は負わぬ。

5. 以上より、本件では稀稀解雇責任を負うのは、Aのおてがから、甲ねは、Aに対して、損害賠償を請求し、おてがから 2000万円の賠償を請求するべきである。

※ 甲ね①に以下の文を挿入。

「内部統制システムを構築すべき責任は通常役員取締役が負うべきところ、C、D、Eは役員も平取締役であり、Bの父は本件システムの責任者としていたわけでも無い。よって、役員群は責任を負わぬ。」

※ 甲ね②に以下の文を挿入。

「本件では、~~本件システムを構築~~ 上述のように本件システムは適切に構築されていることから、自らの代理として職務について他の役員員への信頼が保護される。よって、他の役員員がその業務を通じに職務を遂行していることを信頼することは許され、Aの職務を見限りはかたは、直ちに運用業務を承継を構築するわけでは無い。」

以上。

杉井英昭

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

C

1 甲社は、会社法(以下、法令名省略)423条1項に基づき
Aに2000万円の損害賠償を請求することが考えらる。

かかる請求が認めらるためには、①「役員等」で
あること、②「任務を怠った」こと、③「損」株式会社
5 社」に「損害」が生じたこと、④②「により」③の損
害が生じたことが必要である。

(1) まず Aは 甲社の「代表取締役」(349条4項)であり、
「役員等」に当たる。(①充足)。

(2) 次に、Aは「任務を怠った」といえるか。

10 株任務懈怠とは、忠実義務(355条)または善管注意
義務に違反することという。Aが取締役会の承
任を認めて行、に本件消費貸借契約は
利益相反取引に当たり、任務 / (365条1項、356条
1項3号) / 懈怠が認めらるないか。

15 ア、同項 ~~は~~ 同条。要件は、(i)「株式会社」であること、
(ii)「取締役以外の者との間において株式会社と
当該取締役との間利益が相反する取引をする」
ことである。

イ、甲社は株式会社である(④充足)。

20 ウ、甲社は「取締役以外の者」である乙社において本
件消費貸借契約を行、という。また、Aは、自分の
子が代表取締役を務める乙社、相当して Aが
担当してまた乙社に貸付して、資金3000万円を
結果として2000万円を貸し付けたのであるから、
25 「当該取締役との利益が相反する取引」といえる
といえる。

エ、よって、同本件消費貸借契約は利益相反取

利益相反取引にあたらないことは明らかである。

FはAの子ではない。問題文をよく読む。

自分の子が代表取締役である会社に貸付を行うことは原則として利益相反取引にはあたらない。利益相反取引の定義を再確認すべきである。

1 ページ

裏面へ

引に当たり、Aの任務懈怠が認められる。

I、また、Aは、甲社がクライアントに対しこのような貸付
を行行らず、本件貸付を行行うことは、本件規定に

違反することを知り承知していた。さらに、Aは乙社の

「まのこのまの」事業は本件規定に必ずしも思わ

ない状態であることと承知しつつ、乙社の言明を類

見たり、財務調査を行行うことと、~~本件規定~~本件

消費貸借契約を締結していることから、Aは、法令・案款

に違反する任務懈怠行為を行行、たとい(2)充足)。

(3) として、「株式会社 甲」「株式会社」は、乙社に交付し

た甲社が乙社に対し、本件消費貸借契約に

基き2000万円を支払った後に、甲社は乙社に

乙社が倒産し、株主「株式会社」が交付乙社に

交付していた2000万円全額について回収するこ

とができなくなった。甲社は2000万円の損

害が生じたといえる。(3)要件充足)

(4) 甲社の上記2000万円の損害は、Aが上記の上記任

務懈怠により、生じている。そのため、②により③の

損害が生じたといえる(4)充足)。

(5) 以上より、①～④の要件を全て満たし、甲社はAに

対し2000万円の損害賠償を請求することが出来る。

2. 甲社は、B、C、D、E 423条1項に基き、B、C、D、Eに

2000万円の損害賠償を請求することが出来る。

かかる請求が認められるためには、上記①～④の要件

を満たす必要がある。

(1) まず、Bは甲社の代表取締役、C、D、Eは甲社の

取締役であり、「役員等」に当たる。

(2) では、B、C、D、Eに任務懈怠が認められるかが。

取締役は他の取締役を監視する義務を負う。

乙有。そのため、B、C、D、EはAの消費貸借本件消費

「本件貸付が本件規定に違反する」というのは事実の評価である。まずは事実を抽出しなければならない。

どのような法令に違反するのか不明確である。定款違反は本件規定に違反する貸付だけであり、その他の点は無関係である。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2 ページ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商 法			

評価(ABCD)

貸借契約の締結について、~~監視~~、Aを監視し、取締役会、承認を得させる義務を負っていたという。

本件では、Bを責任者として、契約の締結を~~おこな~~および、に伴う資金決済が適正に行われるよう、その不正行為を防止できるように内部統制システムを構築していたとあるから、この内部統制システムが適正に運用せしめる義務をB、C、D、Eが果たしていなかった場合には、任務懈怠が認められると解する。

本件において、甲社は、内部統制システムへの運用については取締役及び従業員に対して研修を行っており、平成26年に至るまで、同システムが機能不全に陥っていることを示すような兆候はなかった。また、Aは、内部統制システムにより3000万円の入金振込みがはばまれないよう、代表取締役の権限を決定できる範囲である1000万円の取引を31年締結したかのように巧みに偽装し、3回に分けて関連先に振り込みようとしていたのとあり、Gによる内部通報がなければ不正の兆候も掴むことができなかった状態となっていた。そのため、~~B、C、D、E~~ B、C、D、Eが、内部統制システムが適正に運用せしめる義務を果たしていなかったといえ、また、Aを~~監視~~、~~本件消費貸借~~内部統制システムを通じて監視し、本件消費貸借契約の存在を認識することと不可能であったとあるから、B、C、D、Eについては、任務懈怠は認められない(②不充足)。

任務懈怠の対象が明確にされており、よい。

事実を丁寧に引用し、事実を自分なりに評価する記述ができており、よい。

3 ページ

裏面へ

(3) ~~したがって~~ およ、甲社は、423条1項に基~~き~~つて
B、C、D、Eに対して損害賠償請求をなすこと
はできない。

杉井英昭

5

10

15

20

25

30

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。